

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する兵庫県計画(案)
 意見募集期間 : 令和2年6月30日(火)から令和2年7月29日(水)
 意見等の提出件数 : 14件(10人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
計画全体	・計画を確実に実行できる具体的な施策が出るようにするべき。	1	[既に盛り込み済] ・計画に記載している県及び関係団体・関係機関の取組例にある施策の実施等により計画を推進します。
第2 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上、担い手の確保	・公共工事設計労務単価どおりの賃金が支払われているのかどうか、現場内における全下請までの全件調査を実施するべき。	1	[今後の参考] ・公共工事設計労務単価については、毎年、10月に施工中の1,000万円以上の工事を対象とした調査を基に設定しています。ご意見については今後の公共事業労務費調査の参考とさせていただきます。
第2 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上、担い手の確保	・公共工事設計労務単価に配慮した適切な賃金が支払われるよう公契約条例を制定し、現場従事者に適切な賃金が行き渡るようにするべき。	5	[今後の参考] ・賃金等の労働条件は、労働関係法令の遵守を前提に、原則として労使が自主的に決定することとされています。 ・県発注工事では、契約時の特記事項に適正な労働条件の確保を誓約させる取り組みを進めるとともに、ダンピング対策として最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を設定しています。また、設計労務単価の上昇を踏まえ労働者に適切な水準の賃金が支払われるよう建設業者団体等への要請も行っています。
第3 1(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	・当該項目を元請負人に周知し、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるよう実行ある取組をするべき。	1	[既に盛り込み済] ・関係機関である兵庫労働局及び建設業労働災害防止協会兵庫県支部による安全衛生経費の確保の要請のほか、県でも「入札のしおり」において、適切な価格で下請契約するよう指導しています。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第3 3(2) 一人親方等の安全及び健康の確保 3(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 一人親方等に対して労災事故の危険性を十分に説明し、労災保険の特別加入を勧め、安全衛生教育を徹底するとともに、事業者への指導を行うべき。 	1	[既に盛り込み済] <ul style="list-style-type: none"> 関係機関である兵庫労働局による特別加入の周知や安全衛生教育への支援のほか、県でも「入札のしおり」において、安全管理を適切に行い労働災害の防止に努めるよう指導しています。
第3 3(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険の特別加入について、補償の対象となる者などの制度について周知するべき。 	2	[既に盛り込み済] <ul style="list-style-type: none"> 労災保険の特別加入制度について、関係機関である兵庫労働局において周知に努めます。
第3 5(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> パワーハラスメントなどの各ハラスメントの禁止についても明記するべき。 	1	[ご意見を反映] <ul style="list-style-type: none"> ハラスメントは、心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があることを踏まえ、「第4 施策を推進するために必要な事項」の「1(3) 「働き方改革」の推進」に加筆・修正します(本文 11 ページ・下から2行目。) (修正文：下線部を追加) 「また、 <u>過重な仕事やストレス及びハラスメント</u> は、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスキアの充実等の取組を推進する。」
第4 1(3) 「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県として、事業所に対して働き方改革を周知するとともに、違反する事業所をホームページで公開するなどのペナルティを科すべき。 	1	[今後の参考] <ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び公的な発注機関に対して適切な取組を要請するとともに、県における建設業の働き方改革の取組を記者発表することなどにより周知に取り組んでいます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第4 1(3) 「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現場では人員が少ない請負が週休2日を確保できずに施工を行っているので、改善できる内容にするべき。 	1	<p>[今後の参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県発注の土木工事では、災害や緊急工事等を除く全ての工事で週休2日制に取り組んでいます。また、工期設定の基準を見直し、週休2日を前提とした工期が確保できるようにしています。 ・県発注の建築工事では、施設の休館日を利用した改修工事などでは休日出勤が必要となる場合がありますが、発注時の全体工期は週休2日制を原則としております。 ・県発注工事については、「入札のしおり」で雇用・労働条件の改善に留意するよう要請し、また、労働関係法令を遵守し適正な労働条件を確保するための誓約書の提出を求めるなどの対策を講じています。